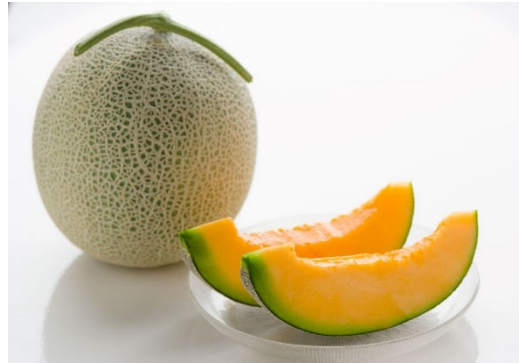


「とままえメロン」と地域団体商標取得の取組

■ 「とままえメロン」とは ■

北海道最北のメロン産地であり、西海岸の温暖でさわやかな風を受ける苫前町で栽培された、糖度 14 度以上のメロン。

生産は昭和 61 年頃から始まり、約 36 年の歴史を重ね、生産量は北海道内 4 番目程度の規模まで成長。関西圏を中心に販売を進め、「とままえメロン」ブランドとして定着。



■ 「とままえメロン」へのこだわり ■



苫前町は酪農業も盛んであり町内の牛が排出した堆肥をメロン農家が利用するといった耕畜連携の取り組みを実施。消費者に安心・安全に食べていただけるよう、化学合成肥料の使用を極力控え、自然肥料を使い、土づくりからこだわって生産。

また、カラダにも地球にも優しい自然由来の農産物であることを保証する「YES!clean」制度[※]の認定を受けており、選果場では、JA の検査員が 1 箱ずつ外観品質や非破壊式糖度センサーを使った糖度チェックを行った後出荷される。

※ 「YES!clean」制度・・・道内の農業団体、消費者団体、行政などが一体となり、クリーン農業（化学肥料・農薬の低減等の基準を満たした環境保全型農業）による自然環境に配慮された安全で良質な北海道の農産物・加工品であることを保証する北海道独自の表示制度。登録基準を満たした生産者団体のみ「YES!clean マーク」の使用が認められる。

<https://www.yesclean.jp/public/htkd.html>

■ 地域団体商標取得の取組 ■

市場シェアが広がる一方、近年ネット販売の普及などにより販売形態が多様化するなか、ブランドの保護と更なる知名度の向上を目的とし、地域団体商標取得を目指すことになった。



■ 地域団体商標の活用 ■

高齢化による労働力の減少や離農により1戸当たりの経営面積が増加傾向にあり、それに伴う土地利用型農業への転換という流れの中で、手間のかかるメロンなどの品目は必然的に減少するのが現状。しかし、メロン等の青果物を主体としている経営体はまだ多くを占めており、今なお苫前町農業の主力品目の一つである。

地域団体商標の取得により、とままえメロンのブランド保護と更なる知名度向上に取り組む。



【出願内容】

商標	とままえメロン
出願番号	商願 2021-48128
出願日	令和3年4月20日
権利者	るもい農業協同組合
指定商品	31類 北海道苫前郡苫前町及びその周辺地域で生産されたメロン